

通九記ノ通ニ有之

記

一 経過

(1) 専業主側

工場主ハ労働者側トノ折衝決裂ニ好機トシ争議団
ノ切崩ヲ策シ争議団ニ参加セカハ職工幹部四名ニ
者ヲ含メ軟派職工ノ自宅ヲ訪問セシメ既ニ八名ノ
復職申込ヲ得尚策動中ナリ

(2) 労働者側

争議団側ニシハ應援員(大衆党員並其系統労働組
合員)ノ為メ多額ノ費用ヲ要スル為メ其態度ヲ疑
ヒ团长荒井某首唱ノハニ應援団員ニ秘密ニ會合シ

ヲ対策ヲ講ジツ、アリヲ浅沼、平田等ニ對スル委任
ヲ解除スルノ意嚮アリ

(3) 交渉状況

本月十二日更ニ労資會折衝シタハニ労働者側ハ「工
場主トシテハ第三者ノ意見ヲ徴シ要求ノ可否ヲ決
スル方ヲナラン」ト主張シ工場主是ヲ容レテ一旦會
見ヲ打切りタルカ後刻ニ至リ(1) 第三者ノ意見ヲ徴シ
タルニ自分ノ意見ト異ル處ナキヲ以テ今後ノ會見
ヲ謝絶スト申送りタリ

右及申(通)報候也